

日本とヨーロッパの昔話

第2回講座終了後に受けた質問への回答

11月23日（日）に行われた「日本とヨーロッパの昔話」第2回講座に対していただいた質問の回答を以下掲載します。

皆様からいただいた質問は、個人情報を抜いたうえ、質問にあたる部分だけ抜粋し掲載しています。また、一部表現などに手を入れさせていただいている場合がありますのでご了承ください。

【小林将輝先生への質問】

質問 「をてんばまめ」に先生用指導部分が載っています。日本でのグリム童話の場面解釈は当時のドイツ人と同じ場面で同じ解釈をするように工夫されていたのでしょうか。

回答 『修身童話』の著者は、ドイツの指導内容を参考にしたようですが、同じものではありません。

授業では『修身童話』は樋口勘次郎によるものだと説明してしまいましたが、樋口は第6巻までの担当で、「をてんばまめ」が掲載されている第8巻（1900年発行）は、湯本武比古という人が担当しています。この点、不正確で申し訳ありませんでした。

この問題について、坂本麻裕子は2009年に出した論文で、樋口が担当した巻に注目して分析をしています。その研究では、次のことが明らかにされています。

ラインやチラーはヘルバルト教育学を実践するにあたり、グリム童話を教材にし、主としてキリスト教的な倫理観や教訓を指導内容として示した。樋口は『修身童話』でそれを真似たが、そのさい日本の昔話を主たる教材にし、グリム童話を付録という位置づけで教材にした。そして同じように指導内容として道徳的徳目を物語に沿って示したが、それは必ずしもラインやチラーが示したキリスト教的な徳目とは一致しない、教育勅語などの日本的な徳目であった。

ご質問の「をてんばまめ」については、担当した湯本武比古の指導内容が、ラインやチラーのそれとどの程度一致しているかは、坂本のような研究を待たなくてはなりません（坂本の研究は第6巻以降にも及んでいる部分がありますが）。参考までに、私が見た限りでは次の事は言えます。

本書の最後に「をてんばまめの教授法（ラインの翻訳）」という、ラインの本の該当箇所をそのまま翻訳したものが1ページちょっと掲載されていることから、湯本はラインの本を参考にした。しかし、その翻訳には、わら（もえぐれ）が橋になって皆を渡す場面の「知恵と親切」とある欄外の指導内容に対応する内容はない。また、波多野貞之助によるラインの『小学校教授の実際』（これはその後の1902年発行です）を見てみると、そちらにも、「知恵と親切」に対応する内容は載っていない。従って、この指導内容も湯本が独自に入れたもので

あり、樋口の担当部分と同じように、本書も全体的にラインやチャラーの指導内容と異なっている可能性がある。

なお、その事情については推測にすぎませんが、湯本は『修身童話』に途中から関わっているわけですので、本書を作るにあたり、前任者の樋口のやり方に沿ったものにしようとしたということが考えられます。

(使用資料) 坂本麻裕子「修身に残らなかったグリム童話—樋口勘次郎の『修身童話』をテキストに—」『言葉と文化』第10号、2009年。

質問 グリム兄弟がヘルバルト教育法について話題にしたことはあったのでしょうか。

回答 グリム兄弟がヘルバルトの教育法について知っていたか、また、知っていたならばどう評価していたかはわかりませんが、グリム兄弟がヘルバルトには面識があったと思います。というのは、グリム兄弟は1830年よりゲッティンゲン大学で教鞭をとっていましたが、同時期にヘルバルトは哲学部の学部長を務めていたからです。

なお、兄弟がヘルバルトという人物をどう見ていたかというと、基本的には批判的に見ていたと考えられます。1837年にゲッティンゲンがあるハノーファー王国で新たに即位したアウグスト1世が前の憲法を廃止したことを受け、ゲッティンゲン大学の教授7名が抗議文を提出したという「ゲッティンゲンの7人」事件がありました。この7人にグリム兄弟（ヤーコプとヴィルヘルム）も入っていましたが、この行動が国王の怒りを買って、二人は罷免され国外追放となります。

一方、ヘルバルトは学部長として、他の学部長と共に、学長代行を長とする使節団に加わり、当時ローテンキルヒェンにいた国王に面会を行っています。その面会の結果、この使節団は7人に対して批判的な姿勢を公式に表明します。

国王側についたこの使節団を、ヤーコプは彼の「彼の免職について」という小論の中で批判しています。従って、その一員であるヘルバルトに対しても、あまりよく思っていなかったと考えられます。なお、グリム兄弟が相互に交わした手紙の中では、ヘルバルトとこの使節団について4回ほど言及があるのが確認できます。

(使用資料) 稲福日出夫「ヤーコプ・グリム「彼の免職について」『沖繩法政研究』第8巻、2005年、235-274頁。※267頁以降にローテンキルヒェンへの使節団についての言及があります。

質問 日本幽囚記の中に、荒尾但馬守が日本の法律について語った言葉の原文につきまして質問です。『日本俘虜』(徳力真太郎訳)では「太陽・月・星など神の創造物も、その流れは恒常ではなく、変化を経るものである。日本では、はかなき人間の作った掟を永久不変のものたらしめたいと願っているが、そのような願望は笑うべき分別なことである」と訳されています。一方『ヴェルヘルム・グリム小品選一付・息子ヘルマ

ン・グリムによる晩年のグリム兄弟回想記』(山田好司訳)では「もしも全能者の被造物である太陽・月・そして星がそれらの軌道において変化に服しているならば、日本人は弱い死ぬべき運命の者たちの作品である自分たちの法律を永久不変と考えるべきでないであろう!」と書かれています。私はこのところを読みまして、前者は法律の内容は本来流動的であるということ、後者は法律を継承する人間の考え方についてを律するようにも、異なる印象を受けました。ヴェルヘルムが読んだ『日本幽囚記』のこの箇所はどういった意味合いを持っていたのでしょうか。

回答 ヴィルヘルムは『日本幽囚記』の書評を1817年に発表しています。オリジナルのロシア版は1816年に出ていますが、ヴィルヘルムが読んだものは、これをドイツ語に訳したものです(かなり早いですね)。ヴィルヘルムは書評の中で、本書の一部をそのまま引用していますが、徳力と山田の訳を比べると、山田の訳がヴィルヘルムが引用した文章に近いと思います。つまり、神の作る法則も不変ではないのだから、死すべき定めを持つ人間が作る法などは不変とすべきではない(だから、弁明書を携えたロシア船を、国法を厳密に適応し長崎にまで回航させるという必要はなく、蝦夷での受け渡しで十分だ)、という内容になります。

同じく『日本幽囚記』を翻訳した斉藤智之は、英語版を底本にしてロシア語版も参照していますが、この部分を「日月星辰は神が創造したものであるが、その軌道はいまだ様々に変化している。有限の死すべき運命にある人間がつくった日本の法なるものが、永遠普遍のはずがあるか」と訳していて、これも山田訳のニュアンスになっています。

徳力は1851年に出版されたロシア語版(?)のものを翻訳していますが、この部分のニュアンスが変わっていますね。ロシア語版とドイツ語版とそれほど変わらないのではないかと思います、その違いがどうしてあるのかは徳力が底本とした本を見ないとわかりません。

余談ですが、山田訳はいわゆる逐語訳です。読みづらいのですが、原文に忠実に訳そうというのが見え、その結果、訳者の色がついていない翻訳になっていて、参考にするにはとてもいい訳になっています。この方は、おそらく研究者ではなく、趣味でグリム関係の翻訳をしていて、他にもグリム兄弟の青年期の手紙の翻訳(全5巻!)、末弟エーミールの自伝なども翻訳していて、全て自費出版です。

(使用資料) 『ヴィルヘルム・グリム小品選』、山田好司訳、本の風景社、2012年

W・M・ゴロウニン『日本俘虜実記』、徳力真太郎訳、講談社、1984年(講談社学術文庫 下巻)

V. M. ゴロブニン『日本幽囚記 II』、斉藤智之訳、改訂版第5冊、2025年(初版2006年)